

〈照会先〉  
社会保険庁運営部年金保険課  
国民年金事業室 中村  
電話(代表)03-5253-1111  
(内線 3679)

平成21年7月8日  
社 会 保 險 庁

### 「国民年金保険料納付書」の二重送付について

平成21年6月12日に送付した「国民年金保険料納付書」(以下「納付書」という。)について、同一人物に全く同じ内容のものが届いていることが判明した。

#### 【事象の概要】

社会保険庁では、国民年金の資格を取得した方及び社会保険事務所に納付書の再発行依頼があった方の「国民年金保険料納付書」を毎週作成し、対象者へ送付している。このうち、平成21年6月12日に対象者へ送付した納付書の一部に同一内容のものがあり、二重送付となった。

#### 【原 因】

納付書の印刷から発送までの一連の業務については、一括して民間事業者に委託しているところであるが、特定の委託業者の事務処理誤りによるもの。

#### 【該当件数】

87件(送付件数は30,759件)

(内訳)

新潟東社会保険事務所	15件
長岡社会保険事務所	13件
上越社会保険事務所	44件
柏崎社会保険事務所	5件
新潟社会保険事務局六日町事務所	10件

#### 【対 応】

該当社会保険事務所(5か所)に当該事象を周知する。また、二重送付の対象となつた方にはお詫び文をお送りした。

#### 【再発防止策】

納付書作成工程の中で破損等も含め、重複作成したものについては、他のものと区別し、速やかに内容を確認の上廃棄する。また、二重チェックを徹底することにより再発防止に努めるよう委託業者に指示。